



レター創刊：留学生を迎える教員の皆様へ

2012.03.16 発行

教職員の皆様へ

産学官連携推進部の安全環境管理部門では、教職員の皆様に安全・安心な国際的教育研究活動をしていただくことを目的とし、留学生の受入、海外との研究活動、海外への出張や研修など教職員の海外活動について外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく審査等を行っております。

本法律は罰則規定がある厳しいもので、本人と大学に責任が問われます。また、大学の社会的信頼を大きく失墜しかねない状況が発生することがあります。

教職員の方々に本法律をご理解いただき、遵守していただけるよう「安全環境管理部門レター」を発行することとしました。海外活動に係る教職員は発行するレターを必ずお読みください。

留学生を迎える教職員の皆様へ

本学に留学生を迎えるにあたり、留学生に提供する技術(研究内容)や研究活動について外国為替令(外為令)における審査が必要です。

留学生を迎える教職員の方には、**受入の計画段階**で関係事務に事前確認シートを提出し、法令による審査を受けることが本学規則で義務付けられております。

留学生受入の計画のある教職員の方は早急に関係事務と相談の上、事前確認シートを関係事務にご提出ください。(関係事務・事前確認シートの提出先は下記参照)

留学生受入を決定後、法令に該当する場合には、留学生の研究内容の大幅な変更、最悪の場合には、留学生の受入ができなくなる場合もあります。このような状況が発生した場合には、留学生やその出身校・機関とのトラブルにもなりかねません。必ず「**留学生の受入の計画段階**」で事前確認シートを提出して法令の審査をお受けください。

関係事務・事前確認シート提出先：

<http://www.ccr.tokushima-u.ac.jp/sgk/youshiki/secur/safety/safety-nagare.html#2>

事前確認シート(留学生受入用)：

<http://www.ccr.tokushima-u.ac.jp/safety/safety-attention.html>